

4.定款変更記載例(新旧対照表)

【参考】事業協同組合の例(『バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針』より抜粋)

	新	新
総会招集の手続き	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限る。又は開催の方法(当該総会の場所を定めない場合に限る。組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。))を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。 2～7(略)	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。 2～7(略)
総会の議事録	第48条(略) 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)(略) (2)開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。)) (3)～(11)(略)	第48条(略) 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)(略) (2)開催日時及び場所 (3)～(11)(略)
理事会の議長及び議事録	第53条(略) 2(略) 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)(略) (2)開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)) (3)～(13)(略) 4(略)	第53条(略) 2(略) 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)(略) (2)開催日時及び場所 (3)～(13)(略) 4(略)

【定款変更の手順】

- ①理事会招集
- ②理事会での通常総会又は臨時総会上程議案の審議
- ③通常総会又は臨時総会招集通知の発出
- ④通常総会又は臨時総会での議決
 - ※定款変更は「特別議決」であるため、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要
- ⑤定款変更の認可申請
- ⑥認可書を交付
 - ※認可書が組合に到着したときから効力が発生

【定款変更認可申請に必要な書類】

- 中小企業等協同組合同定款変更認可申請書
- 定款変更理由書
- 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面(定款変更条文新旧対照表)
- 総会議事録

WEB会議システム等を使った総会・理事会を検討する場合、本会ホームページに掲載している「新しい総会制度導入ガイド」もご参照いただきますようお願いいたします。